

新型コロナウイルス感染症の影響で お困りの中小企業者等の皆様へ 経営安定資金で支援します！

【3つのメリット】 (融資メニューにより)

別 枠 保 証

一般保証枠とは別枠で、最大2億8,000万円

融 資 利 率

低金利設定で固定金利

信 用 保 証 料

市が最大全額補助

詳しくは、裏面をご確認ください。

川崎市中小企業融資制度 危機対策資金・災害対策資金

川崎市は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者等の方に、1月30日から融資や経営に関する「経営相談窓口」を設置しています。

また、融資制度の融資限度額を8,000万円から2億8,000万円に設定し、低金利で融資期間により0.9%から1.7%の固定金利や信用保証料率を最大全額、市が補助し信用保証料の本人負担をゼロとします。

【新型コロナウイルス感染症の影響による融資制度】

| | 危機関連保証 | セーフティネット保証 4号 | セーフティネット保証 5号 |
|--------------|---|---|--|
| 利用できる方 | 1か月の売上高等が前年同月比 <u>15%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>15%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方 | 1か月の売上高等が前年同月比 <u>20%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>20%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方 | 1か月の売上高等が前年同月比 <u>5%以上減少</u> しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比 <u>5%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者等の方(6月30日まで) |
| 融資限度額 | 2億8,000万円 | | 8,000万円 |
| 融資期間 | 運転・設備資金:10年以内(据置1年以内を含む。)(<u>危機対策資金は据置2年以内を含む。</u>) | | |
| 融資利率 | 1年以内 年0.9%以内 3年以内 年1.2%以内 5年以内 年1.4%以内 5年超 年1.6%以内 | 年1.7%以内 | |
| 信用保証料率(市助成後) | 年:0.0% 市が全額補助 | 年:0.0% 市が全額補助 | <u>市が1/2補助後</u> 年:0.383%~0.450% |
| 必要書類 | 川崎市の認定書 | | |
| 申込先 | 川崎市金融課及び中小企業溝口事務所 | | |

【問い合わせ先】

融資相談窓口

■川崎市経済労働局産業振興部金融課 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263

■川崎市経済労働局産業振興部中小企業溝口事務所 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075
受付時間:午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

経営相談窓口

■川崎市中小企業サポートセンター 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館6階
電話 044-548-4141 FAX 044-548-4146
受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)